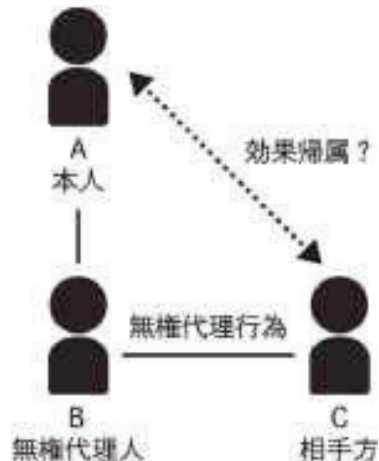


8 無権代理

1 無権代理とは



本人Aのできること		相手方Cのできること	
効果帰属させたい場合	追認する (113条)	①	催告 (114条) ・期間内に返答がないときは追認拒絶とみなす
効果帰属させたくない場合	追認拒絶する (113条)	②	取消し (115条) ・善意のときのみ可 ・本人Aの追認があるまでなら可
		③	無権代理人への責任追及 (履行又は損害賠償の請求) (117条) ・原則として善意・無過失のときに可 ・相手方Bが制限行為能力者の場合は不可

2 無権代理人の責任

無権代理人は、原則として、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負うこととなる（117 条 1 項）。

もともと、以下の場合には、責任を負わない。

①	無権代理人が、自己の代理権を証明したとき（117 条 1 項）
②	本人の追認を得たとき（117 条 1 項）
③	無権代理人が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき（相手方が悪意であったとき）（117 条 2 項 1 号）
④	無権代理人が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき（相手方が善意有過失であったとき）（117 条 2 項 2 号） 注：ただし、無権代理人が、自己に代理権がないことを知っていたときは、責任を負うこととなる
⑤	無権代理人が行為能力の制限を受けていたとき（無権代理人が制限行為能力者であったとき）（117 条 2 項 3 号）